



# 鳥取県公報

平成14年12月25日(水)  
号外第168号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

条 例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(72)(職員課)..... 3

——— 公布された条例のあらまし ———

### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

#### 1 職員の給与に関する条例の一部改正

##### (1) 給料表の改定

給料月額を引き下げることとした。(別表第1～別表第5関係)

##### (2) 初任給調整手当の改正

1月当たりの支給限度額を次のように引き下げることとした。(第7条の3関係)

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 31万1,400円(現行 31万6,400円)

イ 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員(アの職員を除く。) 5万800円  
(現行 5万1,600円)

##### (3) 扶養手当の改正

1月当たりの支給額を次のように改正することとした。(第8条関係)

ア 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に係る支給額 1万4,000円(現行 1万6,000円)

イ 3人目以降の子等の扶養親族に係る支給額 5,000円(現行 3,000円)

##### (4) 農林漁業改良普及手当の改正

農林漁業改良普及手当の支給の対象となる職員の職務について、所要の改正を行うこととした。(第11条の7関係)

##### (5) 期末手当の改正(第16条の4関係)

ア 平成15年3月に支給する期末手当の支給割合を次のとおり引き下げることとした。

職 員 の 区 分		改 正 後	現 行
再任用職員以外の職員		100分の50	100分の55
再任用職員		100分の25	100分の30

イ 平成15年4月1日以降の期末手当の支給割合を次のとおり改めることとした。

支 給 月	職 員 の 区 分		改 正 後	改 正 前
6 月 期	再任用職員 以外の職員	特定幹部職員以外の職員	100分の155	100分の145
		特定幹部職員	100分の135	100分の125
	再任用職員	特定幹部職員以外の職員	100分の85	100分の70
		特定幹部職員	100分の75	100分の60
	再任用職員	特定幹部職員以外の職員	100分の170	100分の155

12月期	以外の職員	特定幹部職員	100分の150	100分の135
	再任用職員	特定幹部職員以外の職員	100分の90	100分の90
		特定幹部職員	100分の80	100分の80
3月期	再任用職員以外の職員		廃止	100分の50
	再任用職員		廃止	100分の25

## (6) 勤勉手当の改正

勤勉手当の支給割合を次のとおり引き上げることとした。(第16条の7関係)

支給月	職員の区分		改正後	現行
6月期	再任用職員	特定幹部職員以外の職員	100分の70	100分の60
		特定幹部職員	100分の90	100分の80
	再任用職員	特定幹部職員以外の職員	100分の35	100分の30
		特定幹部職員	100分の45	100分の40
12月期	再任用職員	特定幹部職員以外の職員	100分の70	100分の55
		特定幹部職員	100分の90	100分の75
	再任用職員	特定幹部職員以外の職員	100分の35	100分の30
		特定幹部職員	100分の45	100分の40

## 2 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

3月期に支給する期末手当を廃止することとした。(第11条関係)

## 3 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

任期付研究員の給料月額を引き下げることとした。(第6条関係)

## 4 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

3月期に支給する期末手当を廃止することとした。(第13条関係)

## 5 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

3月期に支給する期末手当を廃止することとした。(第19条関係)

## 6 施行期日等

(1) この条例は、平成15年1月1日から施行することとした。ただし、1の(5)のイ及び(6)、2、4及び5並びに(3)及び(4)は、同年4月1日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

(3) 次に掲げる条例について所要の改正を行うこととした。

ア 特別職の職員の給与に関する条例

イ 職員の育児休業等に関する条例

ウ 任期付研究員の採用等に関する条例

エ 任期付職員の採用等に関する条例

オ 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(4) (3)のイに係る経過措置を講ずることとした。

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第72号**

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>31万1,400</u>円</p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万800</u>円</p> <p>(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については<u>1万4,000</u>円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち2人までについてはそれぞれ</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>31万6,400</u>円</p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万1,600</u>円</p> <p>(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については<u>1万6,000</u>円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち2人までについてはそれぞれ</p>

6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については1万1,000円）その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。

#### 4 略

（農林漁業改良普及手当）

第11条の7 農林漁業改良普及手当は、農業、林業若しくは水産業又は農村生活に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員で人事委員会が定めるもの（以下「普及員」という。）並びに試験研究機関と密接な連絡を保ち、農業、林業、水産業又は農村生活に関する専門の事項について調査研究を行い、及び農業、林業、水産業又は農村生活に係る普及員を指導することを職務とする職員で人事委員会が定めるもの（以下「専門技術員」という。）が、その職務に従事した場合（人事委員会が定める場合を除く。）に支給する。

#### 2 略

（期末手当）

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の50、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、3月に支給する場合においては100分の50、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の135を乗じて得た額）に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の80を乗じて得た額）に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）

6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については1万1,000円）その他の扶養親族については1人につき3,000円とする。

#### 4 略

（農林漁業改良普及手当）

第11条の7 農林漁業改良普及手当は、農業、林業、水産業、蚕業若しくは開拓営農又は農民生活に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員で人事委員会が定めるもの（以下「普及員」という。）並びに試験研究機関と密接な連絡を保ち、農業、林業、水産業又は農民生活に関する専門の事項について調査研究を行ない、及び農業、林業、水産業又は農民生活に係る普及員を指導することを職務とする職員で人事委員会が定めるもの（以下「専門技術員」という。）が、その職務に従事した場合（人事委員会が定める場合を除く。）に支給する。

#### 2 略

（期末手当）

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の55、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、3月に支給する場合においては100分の55、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の135を乗じて得た額）に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の30、6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、3月に支給する場合においては100分の30、6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の80を乗じて得た額）に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）

の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前  
項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前  
項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級	11級
		給料月額										
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	185,600	220,600	238,300	259,100	278,700	300,100	334,300	372,300	421,000
	2	135,100	171,500	192,800	228,700	247,300	268,100	288,000	310,200	346,400	384,600	435,400
	3	139,500	178,400	200,200	237,200	256,500	277,200	297,600	320,400	358,500	396,900	449,800
	4	144,000	185,600	207,500	246,200	265,200	286,400	307,500	330,900	370,400	409,300	464,300
	5	149,200	191,600	215,400	255,300	273,800	295,600	317,300	341,400	382,100	421,700	478,400
	6	155,000	197,000	223,300	263,800	282,500	305,000	327,300	351,900	393,700	433,800	492,500
	7	161,000	202,400	231,200	272,300	291,200	314,400	337,300	361,800	405,300	445,800	506,500
	8	167,300	207,600	238,700	280,700	299,700	323,800	347,100	371,400	417,000	457,100	520,500
	9	171,900	212,600	245,200	288,900	308,200	333,200	356,700	380,900	428,600	468,300	534,500
	10	175,600	217,000	251,600	296,900	316,600	342,500	366,000	390,300	439,500	479,100	548,500
	11	178,800	221,400	257,900	304,700	324,700	351,900	375,100	399,700	449,300	488,700	559,700
	12	181,600	225,700	263,500	312,000	332,200	361,200	383,900	409,100	458,800	497,500	566,900
	13	184,300	230,000	269,000	319,100	339,700	370,200	392,400	417,900	466,600	505,000	573,800
	14	186,400	233,200	274,100	326,000	346,900	379,000	399,400	425,800	473,100	511,900	579,900
	15	188,500	236,200	279,200	332,100	352,500	386,600	405,000	431,700	479,700	516,400	584,600
再任用職員 以外の職員	16	190,100	239,300	283,700	337,700	357,300	392,200	409,800	437,400	484,200		
	17		242,200	287,800	341,400	361,300	397,200	414,000	441,200	488,600		
	18		245,100	291,500	344,700	364,600	400,700	417,600	445,000	492,800		
	19		247,000	294,700	347,900	367,500	404,200	421,300	448,900			
	20			297,100	350,200	370,400	407,600	424,800	452,500			
	21			299,000	352,400	372,900	411,100	428,300	456,200			
	22			301,000	354,700	375,500	414,500	431,900				
	23			302,900	357,000	378,000	417,900					
	24			304,900	359,200	380,600	421,400					
	25			306,900	361,600	383,200						
	26			308,700	363,800	385,900						
	27			310,600	366,100							
	28			312,600	368,400							
	29			314,500								
	30			316,500								
	31			318,400								
	32			320,300								
再任用職員		150,800	188,600	217,400	254,500	272,000	296,100	313,200	335,000	370,200	405,200	458,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 公安職給料表(第3条関係)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	-	233,000	269,900	289,500	309,500	330,800	361,800	396,700
	2	157,500	172,900	199,400	241,200	279,000	299,000	319,500	341,000	372,100	408,800
	3	164,100	180,200	207,800	250,300	288,300	308,500	329,600	351,200	382,300	420,800
	4	171,200	189,300	216,100	259,400	297,500	318,400	339,800	361,500	392,500	432,100
	5	178,300	199,200	223,600	268,600	306,800	328,500	349,900	371,800	402,500	442,600
	6	186,800	206,900	231,200	277,600	315,900	338,700	359,900	382,000	412,400	452,200
	7	196,500	214,400	238,800	286,800	324,800	348,700	369,800	391,900	422,200	461,900
	8	204,000	221,800	246,500	296,000	333,600	358,700	379,700	401,800	431,900	470,700
	9	211,500	228,700	254,700	305,200	342,400	368,400	389,400	411,500	441,500	479,700
	10	218,900	236,000	262,700	313,700	351,100	377,900	399,100	421,200	450,800	488,200
	11	225,700	243,800	270,700	322,100	359,200	387,400	408,700	430,800	459,400	496,800
	12	233,000	250,800	278,800	330,400	367,200	397,000	418,300	440,300	467,700	505,400
	13	240,700	258,700	286,900	338,700	375,000	406,400	427,800	449,200	476,100	514,100
	14	247,700	266,600	294,700	346,700	382,700	415,900	434,600	457,300	484,400	521,400
	15	255,600	274,500	302,500	353,800	390,400	424,600	441,100	464,700	492,500	525,700
	16	263,500	282,200	310,600	361,300	397,400	430,300	446,600	471,100	496,600	
	17	270,900	289,400	318,900	368,900	404,500	435,800	450,900	475,100	500,600	
再任用職員 以外の職員	18	277,700	296,500	327,200	376,600	410,200	440,100	455,200	479,100	504,600	
	19	284,100	303,300	335,100	384,300	415,700	443,600	458,700	483,100		
	20	290,600	310,000	342,200	391,400	419,400	446,900	462,100	486,800		
	21	297,100	316,700	349,700	398,400	422,400	450,300	465,500	490,500		
	22	303,100	323,200	357,400	404,200	425,400	453,700	469,100			
	23	309,500	329,500	365,100	410,000	428,500	457,100				
	24	315,400	335,900	372,800	413,600	431,700	460,600				
	25	321,100	342,400	379,900	416,600	434,500					
	26	326,900	348,800	386,900	419,600	437,600					
	27	332,600	354,900	392,800	422,600						
	28	337,500	360,300	398,600	425,800						
	29	341,100	365,100	402,200	428,600						
	30	344,800	369,500	405,200	431,500						
	31	348,600	374,000	408,100							
	32	352,400	376,600	411,100							
	33	354,800	379,200	414,300							
	34		381,700	417,100							
	35		384,300	419,900							
	36		386,900								
再任用職員		245,000	255,300	264,800	279,500	308,000	328,300	345,200	366,300	393,600	425,600

備考 この表は、警察官に適用する。

## 別表第3 教育職給料表(第3条関係)

## ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	-	-	314,600	409,700
	2	148,100	192,000	328,200	419,800
	3	154,400	199,100	341,500	429,400
	4	161,600	206,300	351,800	438,900
	5	169,500	214,000	362,000	448,400
	6	178,600	222,100	372,500	457,400
	7	188,600	233,300	382,400	466,300
	8	195,400	245,100	392,000	474,800
	9	202,300	257,000	401,600	483,900
	10	209,200	269,600	410,900	492,900
	11	216,500	282,500	419,800	503,000
	12	224,100	295,800	428,600	512,100
	13	232,500	309,500	436,900	520,600
	14	240,300	323,100	444,600	528,000
	15	248,300	335,800	452,100	532,500
	16	256,300	345,800	459,600	
	17	264,200	355,900	467,700	
	18	271,900	366,000	475,900	
再任用職員 以外の職員	19	279,600	375,500	483,800	
	20	286,500	384,800	491,700	
	21	293,100	393,800	499,700	
	22	299,300	401,800	506,500	
	23	305,400	409,000	510,600	
	24	311,300	416,300		
	25	317,200	423,100		
	26	323,000	429,400		
	27	328,500	434,900		
	28	333,900	440,200		
	29	339,000	445,000		
	30	342,700	449,500		
	31	345,700	453,800		
	32	348,600	458,000		
	33	351,400	460,900		
	34	353,400			
	35	355,400			
	36	357,200			
	37	359,000			
	38	360,700			
	39	362,900			
	40	365,000			
再任用職員		240,800	286,800	359,000	436,200

備考(1) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

## イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	-	-	273,000	404,800
	2	148,100	163,700	286,700	413,700
	3	154,400	172,000	300,700	422,200
	4	161,600	181,100	314,600	430,700
	5	169,500	192,000	328,200	439,000
	6	178,600	199,100	341,500	446,800
	7	188,600	206,300	351,800	454,500
	8	195,400	214,000	362,000	461,800
	9	202,200	222,100	372,400	468,800
	10	209,000	233,300	381,200	475,600
	11	215,900	245,100	389,700	482,600
	12	223,000	257,000	397,800	489,800
	13	230,500	269,600	405,900	496,300
	14	237,900	282,500	413,500	501,500
	15	245,000	295,800	421,000	505,500
	16	252,100	309,500	428,300	
	17	258,700	323,100	435,100	
再任用職員 以外の職員	18	265,200	335,800	441,700	
	19	271,700	345,800	448,300	
	20	277,600	355,700	454,200	
	21	282,900	365,700	459,600	
	22	287,900	374,200	464,300	
	23	292,600	382,400	468,500	
	24	296,800	390,100	472,300	
	25	300,200	397,000	475,400	
	26	303,500	403,400	478,300	
	27	306,900	409,100		
	28	309,300	414,400		
	29	311,100	419,300		
	30	312,900	424,100		
	31	314,600	428,800		
	32	316,400	432,900		
	33	318,200	437,100		
	34		441,000		
	35		444,600		
	36		447,100		
再任用職員		229,100	283,400	351,000	425,800

備考(1) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 研究職給料表(第3条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員 以外の職員	1	-	-	257,900	300,000	344,400
	2	135,200	184,500	271,300	314,000	356,800
	3	139,600	194,400	284,800	327,900	369,200
	4	144,700	203,700	298,200	341,900	381,600
	5	151,000	213,000	311,800	352,800	393,700
	6	158,600	222,600	325,600	363,000	406,500
	7	167,100	234,400	339,300	372,800	419,400
	8	176,100	246,100	349,400	382,400	433,000
	9	184,700	257,800	358,800	391,800	446,400
	10	192,000	267,700	367,400	401,100	459,500
	11	199,700	278,100	375,200	410,100	472,600
	12	207,500	288,200	382,100	418,800	485,200
	13	215,500	295,400	388,500	427,500	497,500
	14	223,600	302,200	394,700	435,900	509,300
	15	232,000	309,000	400,800	443,500	520,900
	16	240,300	315,700	406,700	451,100	532,400
	17	246,700	322,400	411,900	458,600	544,100
	18	252,900	329,100	416,300	466,000	554,600
	19	259,000	335,600	420,700	472,600	562,500
	20	265,000	342,000	424,700	479,300	569,400
	21	270,500	348,300	428,700	484,500	575,400
	22	275,800	353,200	432,500	489,000	580,700
	23	280,900	357,300	436,300	492,900	584,800
	24	286,000	360,200	439,700		
	25	290,700	363,000	443,100		
	26	294,500	365,800			
	27	298,200	368,700			
	28	301,100	371,500			
	29	303,500	374,300			
	30	305,600				
	31	307,700				
	32	309,700				
再任用職員		219,400	266,200	300,800	344,100	400,800

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 医療職給料表(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	
	1	-	299,100	350,800	430,800	
	2	237,600	315,300	367,700	443,800	
	3	247,800	331,800	384,500	455,900	
	4	263,300	348,400	401,400	467,800	
	5	279,600	365,000	414,200	479,300	
	6	295,700	381,700	427,300	490,700	
	7	310,800	398,500	440,000	501,600	
	8	326,500	411,200	452,100	512,000	
	9	341,500	422,700	463,700	522,300	
	10	354,500	433,400	474,700	532,000	
	11	367,400	443,000	485,500	541,800	
	12	380,000	452,200	495,900	550,800	
	13	389,300	461,200	505,800	559,500	
	14	398,200	470,000	515,600	568,200	
	15	405,500	478,800	524,000	576,600	
	16	410,200	487,400	532,500	585,100	
	17	414,800	493,500	541,000	593,000	
	18	417,400	498,400	547,700	599,500	
	19			502,600	554,300	604,800
	20			506,000	559,000	609,500
	21			509,500	563,700	
	22			513,000	568,300	
	23			516,400	572,400	
24			519,900	576,600		
再任用職員		297,700	350,300	402,300	470,900	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	207,100	231,100	268,100	310,200	346,200
	2	139,700	177,400	214,400	239,400	277,600	320,400	357,900
	3	145,200	184,100	221,900	247,900	287,100	330,600	369,700
	4	152,000	190,600	229,900	256,500	296,800	340,700	381,400
	5	158,700	197,500	238,100	265,100	306,600	350,800	392,900
	6	166,300	204,200	246,400	273,600	316,300	360,500	404,500
	7	173,900	211,000	254,900	282,300	326,200	370,100	416,300
	8	180,300	217,700	263,300	291,100	335,800	379,700	428,100
	9	186,600	224,600	271,700	299,900	345,300	389,300	439,400
	10	192,100	232,000	280,100	308,700	354,600	398,900	449,500
	11	197,600	238,900	288,400	317,300	363,800	408,500	459,100
	12	202,900	245,700	296,500	325,700	372,300	417,300	467,100
	13	208,000	252,200	304,500	333,500	381,000	425,400	473,500
	14	212,900	258,700	312,200	341,200	388,800	431,500	480,000
再任用職員 以外の職員	15	217,300	264,300	319,600	348,400	394,900	437,300	486,600
	16	221,700	269,700	326,700	354,300	400,700	441,200	490,800
	17	225,900	274,800	333,200	359,400	405,400	445,000	495,000
	18	230,100	279,900	339,200	364,000	410,000	448,900	
	19	233,500	284,400	343,200	367,500	413,800	452,500	
	20	236,500	288,800	347,200	371,000	417,300	456,200	
	21	239,500	292,000	350,700	374,200	420,800		
	22	241,800	294,500	353,400	377,100	424,200		
	23	243,600	296,900	356,000	379,900	427,700		
	24		298,600	358,400	382,200			
	25		300,400	360,700	384,600			
	26		302,100	362,700	387,100			
	27		304,000	364,800	389,800			
	28		305,800	366,900				
	29			369,100				
	30			371,400				
再任用職員		189,600	217,400	256,200	273,700	304,300	342,600	378,800

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	222,700	245,900	277,400	314,200	347,200
	2	152,800	179,800	229,800	253,200	285,900	323,800	358,900
	3	158,400	188,200	238,000	260,600	294,500	333,900	370,600
	4	164,200	197,500	245,500	268,100	303,000	344,200	382,300
	5	170,400	203,500	252,800	275,700	311,700	354,400	394,000
	6	178,700	209,500	260,200	283,500	320,400	364,200	406,100
	7	187,100	215,700	267,500	291,300	328,900	373,800	418,300
	8	195,800	222,500	274,900	299,300	337,200	383,400	429,700
	9	201,200	229,600	282,300	307,300	344,900	393,100	440,900
	10	206,600	237,600	290,000	315,400	352,500	403,000	451,500
	11	212,100	244,900	297,600	323,200	360,100	413,100	461,900
	12	217,700	252,200	305,300	330,800	367,500	422,400	471,100
	13	223,500	259,600	312,600	337,900	375,100	430,900	479,000
	14	229,400	266,900	319,700	344,900	382,500	439,600	486,800
	15	235,400	274,200	326,700	351,800	390,000	448,000	494,600
	16	241,100	281,400	333,200	358,400	397,000	455,800	501,600
	17	246,700	288,800	339,600	364,700	403,800	463,600	506,400
再任用職員 以外の職員	18	252,300	296,000	345,500	371,000	409,800	471,300	510,600
	19	258,100	302,900	351,500	377,100	414,500	478,300	514,500
	20	263,600	309,900	357,300	382,700	418,700	483,000	
	21	268,600	316,800	363,100	388,000	422,900	487,100	
	22	273,700	322,900	368,700	392,900	426,700	490,700	
	23	277,900	328,800	373,800	396,800	430,100		
	24	282,300	334,600	378,800	400,200	432,700		
	25	286,400	340,100	382,900	403,400			
	26	290,500	344,000	386,200	406,700			
	27	294,000	347,400	389,200	409,600			
	28	297,200	350,400	392,000	412,100			
	29	299,700	353,100	394,800				
	30	301,800	355,200	397,500				
	31	303,600	357,200	399,900				
	32	305,500	359,200					
	33	307,500	361,100					
	34	309,400	363,200					
	35	311,300	365,300					
	36	313,200	367,500					
	37	315,000	369,900					
	38	317,100	372,200					
	39	319,100						
	40	321,200						
	41	323,100						
再任用職員		237,300	270,500	277,900	289,400	312,400	354,000	385,200

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第3条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（退職者の給与）</p> <p>第12条の2 退職者の給与は、条例で別段の定めのあるものを除き次の各号により支給する。</p> <p>（1）～（5）略</p> <p>（6）第1号から第3号まで又は前号の規定の適用を受ける職員が、当該各号に規定する期間内において、6月1日又は12月1日の前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、当該各号の例による額の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ第16条の4第1項又は第16条の7第1項に規定する人事委員会規則で定める日に支給する。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第16条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第16条の6においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第12条の2第1項第6号の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する</p>	<p>（退職者の給与）</p> <p>第12条の2 退職者の給与は、条例で別段の定めのあるものを除き次の各号により支給する。</p> <p>（1）～（5）略</p> <p>（6）第1号から第3号まで又は前号の規定の適用を受ける職員が、当該各号に規定する期間内において、6月1日又は12月1日の前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した場合には <u>あっては</u>当該各号の例による額の期末手当及び勤勉手当を、<u>3月1日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した場合には</u> <u>あっては</u>当該各号の例による額の期末手当をそれぞれ第16条の4第1項又は第16条の7第1項に規定する人事委員会規則で定める日に支給する。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第16条の4 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第16条の6においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第12条の2第1項第6号の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>3月に支給する場合においては100分の50</u>、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職</p>

場合においては100分の135、12月に支給する場合には100分の150を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の90を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の80を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の70(特定幹部職員にあっては、100分の90)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員

員」という。)にあっては、3月に支給する場合には100分の50、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の135を乗じて得た額)に、基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間		割 合
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	
3月	6月	100分の100
2月15日以上3月未満	5月以上6月未満	100分の80
1月15日以上2月15日未満	3月以上5月未満	100分の60
1月15日未満	3月未満	100分の30

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の90を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の60、12月に支給する場合には100分の80を乗じて得た額)に、基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の60(特定幹部職員にあっては、100分の80)、12月に支給する場合には100分の55(特定幹部職員にあっては、100分の75)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員

の勤勉手当基礎額に100分の35（特定幹部職員にあつては、 <u>100分の45</u> ）を乗じて得た額の総額 3～5 略	の勤勉手当基礎額に100分の30（特定幹部職員にあつては、 <u>100分の40</u> ）を乗じて得た額の総額 3～5 略
---	---

（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
（期末手当） 第11条 期末手当は、 <u>6月1日</u> 及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の知事が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（知事が定める職員を除く。）についても、同様とする。	（期末手当） 第11条 期末手当は、 <u>3月1日</u> 、 <u>6月1日</u> 及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の知事が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（知事が定める職員を除く。）についても、同様とする。

（任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																												
（給与に関する特例） 第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号 給</th> <th style="width: 90%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;"><u>414,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;"><u>489,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;"><u>568,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;"><u>661,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;"><u>771,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;"><u>880,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>	号 給	給料月額	1	<u>414,000円</u>	2	<u>489,000円</u>	3	<u>568,000円</u>	4	<u>661,000円</u>	5	<u>771,000円</u>	6	<u>880,000円</u>	（給与に関する特例） 第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号 給</th> <th style="width: 90%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;"><u>423,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;"><u>499,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;"><u>580,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;"><u>675,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;"><u>787,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;"><u>899,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>	号 給	給料月額	1	<u>423,000円</u>	2	<u>499,000円</u>	3	<u>580,000円</u>	4	<u>675,000円</u>	5	<u>787,000円</u>	6	<u>899,000円</u>
号 給	給料月額																												
1	<u>414,000円</u>																												
2	<u>489,000円</u>																												
3	<u>568,000円</u>																												
4	<u>661,000円</u>																												
5	<u>771,000円</u>																												
6	<u>880,000円</u>																												
号 給	給料月額																												
1	<u>423,000円</u>																												
2	<u>499,000円</u>																												
3	<u>580,000円</u>																												
4	<u>675,000円</u>																												
5	<u>787,000円</u>																												
6	<u>899,000円</u>																												

号 給	給料月額
1	340,000円
2	380,000円
3	411,000円

3～6 略

号 給	給料月額
1	347,000円
2	388,000円
3	420,000円

3～6 略

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、職員の在職期間に応じて支給する。基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(企業管理規程で定める職員を除く。)についても同様とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第13条 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、職員の在職期間に応じて支給する。基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(企業管理規程で定める職員を除く。)についても同様とする。</p>

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じて支給する。基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(企業管理規程で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じて支給する。基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(企業管理規程で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第3条、第4条、第6条及び第7条並びに附則第6項及び第8項から第13項までの規定は、同年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額（第1号に掲げる給料月額を受けていた職員にあっては、給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間）は、人事委員会規則で定める。

（1）職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第5までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額

（2）任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条第4項の規定による給料月額

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条及び第2条の規定による改正前の給与条例若しくは職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年鳥取県条例第45号）附則第2項から第4項まで又は第5条の規定による改正前の任期付研究員条例及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成15年3月に支給する期末手当に関する特例）

5 平成15年3月に支給する期末手当（任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第4条第1項に規定する特定任期付職員に支給するものを除く。以下この項において同じ。）の額は、第1条及び第2条の規定による改正後の給与条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第12条の2第1項各号（第4号を除く。）若しくは第16条の4第2項から第6項まで、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第4条第1項又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第4条並びに雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号。第1号において「特例条例」という。）第7条第6項又は第8条第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）平成15年3月1日（期末手当について改正後の給与条例第12条の2第1項第6号又は第16条の4第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成14年8月1日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料、初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（期末手当及び勤勉手当を除く。次号において「給料等」という。）の額（特例条例第7条又は第8条の規定を適用した後の額をいう。次号において同じ。）並びに平成14年6月及び同年12月に支給する期末手当及び勤勉手当（以下この号及び次号において「特定期末手当等」という。）のいずれかが支給された職員にあっては、当該支給された特定期末手当等の額（特例条例第7条又は第8条の規定を適用した後の額をいう。次号において同じ。）の合計額

（2）継続在職期間について改正後の給与条例又は第5条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定による給料月額（継続在職期間において附則第2項各号に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について人事委員会規則で定める給料月額）並びに改正後の給与条例の規定による初任給調整

手当及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額並びに特定期末手当等のいずれかが支給された職員  
 にあつては、改正後の給与条例又は第5条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定による給料月額  
 (平成14年6月1日又は同年12月1日において附則第2項各号の給料月額を受けていた職員にあつては、人  
 事委員会規則で定める給料月額)及び改正後の給与条例の規定による扶養手当の額により算定した場合の特  
 定期末手当等(当該支給された特定期末手当等に対応する部分に限る。)の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

6 平成15年6月に支給する期末手当に関する第3条の規定による改正後の給与条例第16条の4第2項の規定の  
 適用については、同項中「6月以内」とあるのは「3月以内」と、同項の表中「6月」とあるのは「3月」と、  
 「5月以上6月未満」とあるのは「2月15日以上3月未満」と、「3月以上5月未満」とあるのは「1月15日  
 以上2月15日未満」と、「3月未満」とあるのは「1月15日未満」とする。

(人事委員会への委任)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

8 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年鳥取県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の  
 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該  
 改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分  
 を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与及びその額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額の100分の145に相当する額に職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「<u>一般職給与条例</u>」という。)の適用を受ける職員(以下「<u>一般職の職員</u>」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、<u>一般職給与条例第16条の4第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」とする。</u></p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事等の受ける期末手当の額は、給料月額の100分の145に相当する額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、<u>一般職給与条例第16条の4第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」とする。</u></p> <p>第3条の2 病院事業の管理者の受ける給与については、<u>一般職給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の11級の職務にある者の例により知事が定める。</u></p>	<p>(給与及びその額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額の100分の145に相当する額に<u>一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事等の受ける期末手当の額は、給料月額の100分の145に相当する額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>第3条の2 病院事業の管理者の受ける給与については、<u>職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の11級の職務にある者の例により知事が定める。</u></p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正等)

9 職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当等の支給)</p> <p>第5条の3 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第16条の4第1項に規定する基準日にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当等の支給)</p> <p>第5条の3 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第16条の4第1項に規定する基準日にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 略</p>

10 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第5条の3第1項の規定の適用については、同項中「6月以内」とあるのは、「3月以内」とする。

(任期付研究員条例の一部改正)

11 任期付研究員条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3及び第16条の4の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。)」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2及び第16条の3の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。)」とする。</p>

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

12 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、<u>第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)</u>第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「<u>第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員</u>」とあるのは「<u>任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員</u>」と、<u>給与条例第16条の4第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」とする。</u></p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2及び第16条の3第1項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「<u>第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員</u>」とあるのは「<u>任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員</u>」とする。</p>

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

13 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育長の通勤手当の額は、<u>職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「一般職給与条例」という。)</u>の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による額とする。</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。<u>ただし、一般職給与条例第16条の4第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」とする。</u></p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育長の通勤手当の額は、<u>一般職の職員の例による額とする。</u></p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

